

## 社会福祉法人おおさきさくら福社会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおさきさくら福社会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員等とは、理事及び監事をいい、評議員をいう。
- (2)理事会等とは、理事会・評議員会・各種委員会をいう。
- (3)報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、理事会等に出席したときは、職務執行の対価とし別表1の報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

### (勤務報酬)

第4条 役員等が理事会以外の法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表2の報酬を支払うことができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査業務にあたったときは、別表3の報酬を支払うことができる。

### (報酬等の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間12万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間6万円以内とする。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間12万円以内とする。

### (費用弁償)

第6条 役員等が理事会等に出席したとき、又は法人の運営のための業務にあたったときは、

交通費を含めた別表4の費用弁償を支払うことができる。ただし、職員を兼務している役員等には支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人及び施設運営のために理事長の命を受けて出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

(支払方法)

第8条 報酬並びに費用は、現金支給とする。ただし、本人の同意を得れば本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき税額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年3月3日から施行する。

別表1 役員等の報酬

	金 額
理事会等の出席の都度 (2時間を超えた場合)	3,000円

※源泉所得税差引いた額を支給

別表2 勤務報酬

	金 額
半日程度	3,000円
1日程度	6,000円

※源泉所得税差引いた額を支給

別表3 監査報酬

	金 額
監査、法人・施設業務	6,000円

※源泉所得税差引いた額を支給

別表4 費用弁償

	金 額
理事会等の出席(交通費)	1,000円